

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年6月27日

旭川市長 今 津 寛 介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 永山市民交流センター草刈業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

永山市民交流センター第二駐車場及び旧旭川農業高等学校グラウンド跡地の草刈及び刈草の収集

イ 履行期間

令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市永山3条19丁目4番15号 永山市民交流センター内

旭川市市民生活部永山支所

電話 0166-48-1111

### 2 契約を締結した年月日

令和7年6月25日

### 3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

### 4 契約金額

242,000円（うち消費税及び地方消費税の額22,000円）

### 5 契約の相手方とした理由

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取した結果、公益社団法人旭川市シルバー人材センターが、予定価格の範囲内で最低価格を見積もったため。